

下水道法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)(先議)要旨

本法律案は、都市における浸水被害の防止、公共用水域の水質の保全等を図るため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、公共下水道により排除される雨水のみを受けて、二以上の市町村の区域における雨水を排除し、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有する下水道を、雨水流域下水道として整備することができる。
- 二、一定の流域別下水道整備総合計画に定めるべき事項として、終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は磷含有量について、終末処理場ごとの削減目標量及び削減方法に関する事項を追加する。
- 三、流域別下水道整備総合計画に二の削減目標量が定められた終末処理場で、放流する下水の窒素含有量等に係る水質を一定の基準に適合させることができる構造のもの(以下「高度処理終末処理場」という。)を管理する地方公共団体は、他の地方公共団体が管理する終末処理場の削減目標量の一部に相当するものとして、自らの削減目標量を超えて窒素含有量等を削減する旨を、当該他の地方公共団体の同意を得て、都道府県に申し出ることができる。

四、三の申出を受けた都道府県が、申出に係る窒素含有量等の削減方法、当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項等を流域別下水道整備総合計画に記載した場合には、当該高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、その管理に要する費用の一部を他の地方公共団体に負担させることができる。

五、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害等を生ずるおそれがある一定の物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

六、公共下水道管理者は、五の者が応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、これを講ずべきことを命ずることができることとともに、この命令に違反した者に対する罰則を設ける。

七、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。